

阿賀町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表

改正後	現行
阿賀町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 令和7年9月 阿賀町	阿賀町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 令和6年9月 阿賀町
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 阿賀町は新潟県の東部に位置し、東側は福島県に接し、急峻な山岳地帯に囲まれている。気候は春から秋にかけて農作物の栽培に適した盆地型特有の形態で、豊富な水資源を利用し、稲作を主体とした農業生産が展開されている。<u>また</u>、肉用牛の生産のほか、園芸部門の導入により複合経営を積極的に進め、農業所得の向上を図っている。 今後は、阿賀町産米の高品質・安定生産とともに、より収益性の高い作物の導入や、作型の改善を行うために、経営規模拡大志向農家を中心に高齢化等による規模縮小農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域と一体となった農業経営の改善と地域農業の発展を目指す。又、農業生産振興の基礎となる優良農地の確保を進め、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。	第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 阿賀町は新潟県の東部に位置し、東側は福島県に接し、急峻な山岳地帯に囲まれている。気候は春から秋にかけて農作物の栽培に適した盆地型特有の形態で、豊富な水資源を利用し、稲作を主体とした農業生産が展開されている。<u>近年は</u>肉用牛の生産のほか、園芸部門の導入により複合経営を積極的に進め、農業所得の向上を図っている。 今後は、阿賀町産米の高品質・安定生産とともに、より収益性の高い作物の導入や、作型の改善を行うために、経営規模拡大志向農家を中心に高齢化等による規模縮小農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域と一体となった農業経営の改善と地域農業の発展を目指す。又、農業生産振興の基礎となる優良農地の確保を進め、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 阿賀町の農業構造については、大多数が第2種兼業農家で占められており、その大半が高齢者農家である。また、従来から農家の土地所有意向が強く兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化に顕著な進展は見られなかったが、近年は担い手となる若者の他産業就労などによる働き盛りの農業従事者が少なくなっており、農業機械の更新時や世代交代等を機に、急速に農地の流動化が進んでいく可能性が高まっている。

3 阿賀町は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標として、既に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展と振興を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業並の所得に相当する年間所得（主たる農業従事者1人当たり300万円程度）年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が阿賀町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していく。

4 阿賀町は、将来の本町の農業を担う意欲ある農業者、又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨とし、当該農業者が農業経営の発展を目指すにあたっ

2 阿賀町の農業構造については、大多数が第2種兼業農家で占められており、その大半が高齢者農家である。また、従来から農家の土地所有意向が強く兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化に顕著な進展は見られなかったが、近年は担い手となる若者の他産業就労などによる働き盛りの農業従事者が少なくなっており、農業機械の更新時や世代交代等を機に、急速に農地の流動化が進んでいく可能性が高まっている。

3 阿賀町は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標として、既に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展と振興を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業並の所得に相当する年間所得（主たる農業従事者1人当たり300万円程度）年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が阿賀町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していく。

4 阿賀町は、将来の本町の農業を担う意欲ある農業者、又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨とし、当該農業者が農業経営の発展を目指すにあたっ

て、これを支援する農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置を総合的に展開していく。

まず、阿賀町は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、阿賀町農業再生協議会を設置し、各集落や町の農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して関係機関が十分な相互の連携の下で濃密な営農診断、営農改善方策等の提示を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地を有効的に活用し、農業の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者の適切な結び付け（削除）を進める。

また、「地域計画」（削除）により、認定農業者等の戦略を持って経営を展開する経営体を育成・確保するとともに、農地中間管理事業の活用等により、農地の集積・集約を進めながら経営の効率化を図っていく。

併せて、当町は、全域が不利な立地条件のもと厳しい農業経営を迫られている中山間地域であるが、農業・農村の持つ多面的な機能を重視し、中山間地域等直接支払交付金などを活用して地域の活性化を図

て、これを支援する農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置を総合的に展開していく。

まず、阿賀町は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、阿賀町農業再生協議会を設置し、各集落や町の農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して関係機関が十分な相互の連携の下で濃密な営農診断、営農改善方策等の提示を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地を有効的に活用し、農業の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、「地域計画」の策定を進めることにより、認定農業者等の戦略を持って経営を展開する経営体を育成・確保するとともに、農地中間管理事業の活用等により、農地の集積・集約を進めながら経営の効率化を図っていく。

併せて、当町は、全域が不利な立地条件のもと厳しい農業経営を迫られている中山間地域であるが、農業・農村の持つ多面的な機能を重視し、中山間地域等直接支払交付金などを活用して地域の活性化を図

る。

今後は、継続的な営農体制の実現に向け、兼業農家や小規模農家、定年退職後に営農に力を入れる農家等の育成、また多様な人材が多様な働き方で役割を発揮できる集落営農組織や農業法人の育成等を進める。

兼業農家や小規模農家は、耕作面積は少ないが、地域の農業の負担を分散して支える役割を担っており、営農の継続を支援することが今後の担い手不足を解消するには非常に重要である。

定年退職後に営農に力を入れる農家等は、経営の開始を支援し、認定農業者へ導くこと、また営農の継続を支援することで地域農業の担い手として活躍を期待するものである。

生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展の母体と成りうる重要な役割をもっており、地域及び営農の実態に応じた望ましい農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人化を進める。

特に、山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面は集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。さらには、効率的かつ安定的

る。

今後は、継続的な営農体制の実現に向け、兼業農家や小規模農家、定年退職後に営農に力を入れる農家等の育成、また多様な人材が多様な働き方で役割を発揮できる集落営農組織や農業法人の育成等を進める。

兼業農家や小規模農家は、耕作面積は少ないが、地域の農業の負担を分散して支える役割を担っており、営農の継続を支援することが今後の担い手不足を解消するには非常に重要である。

定年退職後に営農に力を入れる農家等は、経営の開始を支援し、認定農業者へ導くこと、また営農の継続を支援することで地域農業の担い手として活躍を期待するものである。

生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展の母体と成りうる重要な役割をもっており、地域及び営農の実態に応じた望ましい農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人化を進める。

特に、山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。さらには、効率的かつ安定的

な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にし、地域資源等の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結び付くよう、望ましい農業経営を目指す者のみならず兼業農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営育成の施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地の利用と法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者

（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に重点的に実施されるよう努めることとし、阿賀町が主体となって関係機関にも協力を求めながら、制度の積極的活用を図るものとする。

更に、農業関係諸事業の実施にあたってはこれらの点に十分配慮し、事業実施が地域内の認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点からも十分な検討を行う。

- 5 阿賀町は、農業委員会をはじめ関係機関、諸団体の協力を受けて、認定農業者及び認定新規就農者又は今後法第12条第1項の規定による農

な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にし、地域資源等の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結び付くよう、望ましい農業経営を目指す者のみならず兼業農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営育成の施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地の利用と法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者

（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に重点的に実施されるよう努めることとし、阿賀町が主体となって関係機関にも協力を求めながら、制度の積極的活用を図るものとする。

更に、農業関係諸事業の実施にあたってはこれらの点に十分配慮し、事業実施が地域内の認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点からも十分な検討を行う。

- 5 阿賀町は、農業委員会をはじめ関係機関、諸団体の協力を受けて、認定農業者及び認定新規就農者又は今後法第12条第1項の規定による農

業経営改善計画の認定及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及びそれに関する研修会を開催し、農業経営の充実のために努力するものとする。

6 阿賀町における令和6年の新規就農者は3人となっており、農業従事者の高齢化や後継者不足は顕著な状況にあることから、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このような状況から、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人」を踏まえ、新たに農業経営を営もうとする青年等を毎年1人以上確保し、労働時間及び所得の数値目標としては、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得（主たる農業従事者1人当たり概ね300万円程度）を目標とする。ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者であっては、経営開始時のリスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保のため、就農希望者に対して就農相談の実施や、農業委員会や農地中間管理機構による

業経営改善計画の認定及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及びそれに関する研修会を開催し、農業経営の充実のために努力するものとする。

6 阿賀町における令和5年の新規就農者は3人となっており、農業従事者の高齢化や後継者不足は顕著な状況にあることから、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このような状況から、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人」を踏まえ、新たに農業経営を営もうとする青年等を毎年1人以上確保し、労働時間及び所得の数値目標としては、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得（主たる農業従事者1人当たり概ね300万円程度）を目標とする。ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者であっては、経営開始時のリスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保のため、就農希望者に対して就農相談の実施や、農業委員会や農地中間管理機構による

農地の紹介、農業協同組合及び農業普及指導センター等と連携して技術面及び経営面に対する重点的指導を行うなど、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする経営体の効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に阿賀町及びその周辺市町村において展開している優良事例を踏まえつつ、阿賀町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】（所得目標 主たる従事者1人 300万円）

	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	経営体育成目標
水稲	<作付面積等> 水 稲 8.0ha （自作地 2.0ha） （借 地 6.0ha） <経営面積> 8.0ha	<資本装備> トラクター30ps 田植機 6 条側条 コンバイン 4 条刈 乾燥機 3.6t トラック 1.5t パイプハウス 59坪	1 台 1 台 1 台 2 台 1 台 2 棟 1 棟 1 台	複式簿記 記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施。	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制導入。 農繁期における臨時雇用従事者の確保。 主たる従事者 1 人	20

農地の紹介、農業協同組合及び農業普及指導センター等と連携して技術面及び経営面に対する重点的指導を行うなど、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする（追加）効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に阿賀町及びその周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、阿賀町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】（所得目標 主たる従事者1人 300万円）

	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	経営体育成目標
水稲	<作付面積等> 水 稲 8.0ha （自作地 2.0ha） （借 地 6.0ha） <経営面積> 8.0ha	<資本装備> トラクター30ps 田植機 6 条側条 コンバイン 4 条刈 乾燥機 3.6t トラック 1.5t パイプハウス 59坪	1 台 1 台 1 台 2 台 1 台 2 棟 1 棟 1 台	複式簿記 記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施。	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制導入。 農繁期における臨時雇用従事者の確保。 主たる従事者 1 人	20

		作業場兼格納庫 35 坪 農業用ドローン 自走式草刈機	1 台		補助従事者 1 人	
水 稲 ＋ 山 菜 ＋ 露 地 野 菜	<作付面積等> 水 稲 5.0ha 山 菜 0.3ha 自然薯 0.1ha (自作地 2.4ha) (借 地 3.0ha) <経営面積> 5.4ha	<資本装備> トラクター30ps 1 台 田植機 6 条側条 1 台 コンバイン 4 条 1 台 刈 2 台 乾燥機 3.6t 1 台 トラック 1.5t 1 台 管理機 2 棟 パイプハウス 59 1 棟 坪 <u>1 台</u> 作業場兼格納庫 1 台 35 坪 <u>農業用ドローン</u> 自走式草刈機	1 台 1 台 1 台 2 台 1 台 1 台 2 棟 1 棟 1 台	複式簿記 記帳によ り経営と 家計の分 離 を 図 る。 青色申告 の実施。	家族経営協定 の締結に基 づく給料制、休 日制導入。 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保。 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人	1 4
水 稲 ＋ そ ば	<作付面積等> 水 稲 7.0ha そ ば 1.0ha (自作地 2.0ha) (借 地 6.0ha) <経営面積> 8.0ha	<資本装備> トラクター30ps 1 台 田植機 6 条側条 1 台 コンバイン 4 条 1 台 刈 2 台 乾燥機 3.6t 1 台 トラック 1.5t 2 棟 パイプハウス 59 1 棟 坪 1 台 作業場兼格納庫 1 台 35 坪 農業用ドローン 自走式草刈機	1 台 1 台 1 台 2 台 1 台 2 棟 1 棟 1 台 1 台	複式簿記 記帳によ り経営と 家計の分 離 を 図 る。 青色申告 の実施。	家族経営協定 の締結に基 づく給料制、休 日制導入。 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保。 主たる従事者 1 人 <u>補助従事者 1</u> <u>人</u>	1 4

		作業場兼格納庫 35 坪 農業用ドローン 自走式草刈機	1 台		補助従事者 1 人	
水 稲 ＋ 山 菜 ＋ 露 地 野 菜	<作付面積等> 水 稲 5.0ha 山 菜 0.3ha 自然薯 0.1ha (自作地 2.4ha) (借 地 3.0ha) <経営面積> 5.4ha	<資本装備> トラクター30ps 1 台 田植機 6 条側条 1 台 コンバイン 4 条 1 台 刈 2 台 乾燥機 3.6t 1 台 トラック 1.5t 1 台 管理機 2 棟 パイプハウス 59 1 棟 坪 <u>(追加)</u> 作業場兼格納庫 1 台 35 坪 <u>(追加)</u> 自走式草刈機	1 台 1 台 1 台 2 台 1 台 1 台 2 棟 1 棟 1 台	複式簿記 記帳によ り経営と 家計の分 離 を 図 る。 青色申告 の実施。	家族経営協定 の締結に基 づく給料制、休 日制導入。 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保。 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人	1 4
水 稲 ＋ そ ば	<作付面積等> 水 稲 7.0ha そ ば 1.0ha (自作地 2.0ha) (借 地 6.0ha) <経営面積> 8.0ha	<資本装備> トラクター30ps 1 台 田植機 6 条側条 1 台 コンバイン 4 条 1 台 刈 2 台 乾燥機 3.6t 1 台 トラック 1.5t 2 棟 パイプハウス 59 1 棟 坪 1 台 作業場兼格納庫 1 台 35 坪 農業用ドローン 自走式草刈機	1 台 1 台 1 台 2 台 1 台 2 棟 1 棟 1 台 1 台	複式簿記 記帳によ り経営と 家計の分 離 を 図 る。 青色申告 の実施。	家族経営協定 の締結に基 づく給料制、休 日制導入。 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保。 主たる従事者 1 人 <u>(追加)</u>	1 4

		*そばの収穫、乾燥作業は委託				
肉用牛	<作付面積等> 牧 草 12.0ha 肥育牛 20 頭 繁殖牛 30 頭 (借 地 12.0ha) <経営面積> 12.0ha	<資本装備> トラクター27ps 1台 トラクター54ps 1台 軽トラック 1台 ダンプカー2t 1台 ショベルローダー 1台 ローターリー 1台 マニュアルスプレッダー 1台 ディスクモア 1台 ヘーベラー 1台 テッダ 1棟 ロールベラー 1棟 肥育牛舎 53 坪 繁殖牛舎 86 坪 堆肥舎 44 坪	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1棟 1棟 1棟	複式簿記 記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施。	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制導入。 農繁期における臨時雇用従事者の確保。 主たる従事者 2 人	4

【組織経営体】（所得目標 主たる従事者 3 人 900 万円）

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	経営体育成目標
水稻＋そば	<作付面積等> 水稻 28.5ha そば 1.0ha 山菜 0.5ha	<資本装備> トラクター50ps 田植機 6 条側条 コンバイン 4 条	2台 2台 2台	法人に準じた経理で財務管	経営の法人化（特定農業法人） 各種社会保険	6

		*そばの収穫、乾燥作業は委託				
肉用牛	<作付面積等> 牧 草 12.0ha 肥育牛 20 頭 繁殖牛 30 頭 (借 地 12.0ha) <経営面積> 12.0ha	<資本装備> トラクター27ps 1台 トラクター54ps 1台 軽トラック 1台 ダンプカー2t 1台 ショベルローダー 1台 ローターリー 1台 マニュアルスプレッダー 1台 ディスクモア 1台 ヘーベラー 1台 テッダ 1棟 ロールベラー 1棟 肥育牛舎 53 坪 繁殖牛舎 86 坪 堆肥舎 44 坪	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1棟 1棟 1棟	複式簿記 記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施。	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制導入。 農繁期における臨時雇用従事者の確保。 主たる従事者 2 人	4

【組織経営体】（所得目標 主たる従事者 3 人 900 万円）

営農類型	経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等	経営体育成目標
水稻＋そば	<作付面積等> 水稻 28.5ha そば 1.0ha 山菜 0.5ha	<資本装備> トラクター50ps 田植機 6 条側条 コンバイン 4 条	2台 2台 2台	法人に準じた経理で財務管	経営の法人化（特定農業法人） 各種社会保険	6

+	(借 地	刈	1 式	理 を 明	制度の活用。	
山菜	30.0ha)	乾燥プラント 4t	1 台	確 に す	構成人数 3 人	
		×4	2 台	る。		
		トラック 1.5t	8 棟			
	〈経営面積〉	軽トラック	1 棟			
	30.0ha	パイプハウス 79	1 棟			
		坪	1 台			
		ライスセンター	2 台			
		76 坪				
		育苗センター70				
		坪				
		農業用ドローン				
		ラジコン草刈機				

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。

2 このうちの、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できる

+	(借 地	刈	1 式	理 を 明	制度の活用。	
山菜	30.0ha)	乾燥プラント 4t	1 台	確 に す	構成人数 3 人	
		×4	2 台	る。		
		トラック 1.5t	8 棟			
	〈経営面積〉	軽トラック	1 棟			
	30.0ha	パイプハウス 79	1 棟			
		坪	1 台			
		ライスセンター	2 台			
		76 坪				
		育苗センター70				
		坪				
		農業用ドローン				
		ラジコン草刈機				

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。

2 このうちの、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できる

ような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

阿賀町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力・役割を十分に発揮させるための研修等を通じて効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組み、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保の促進に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れに向けた取組

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機

ような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

阿賀町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力・役割を十分に発揮させるための研修等を通じて効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組み、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保の促進に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れに向けた取組

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機

関との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

①受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農業普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら就農相談を行い、就農希望者に対し町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。加えて新たに農業を始める者の生活拠点となる住居の整備を行う。

また、町内の農業法人と連携して、高校や大学等からの研修の受入れを行う。

②中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けることや、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

①農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

阿賀町が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、巡回指導、面接を行うなど当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

②就農初期段階の地域全体でのサポート

関との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

①受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農業普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら~~＝~~就農相談を行い、就農希望者に対し~~＝~~町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。加えて新たに農業を始める者の生活拠点となる住居の整備を行う。

また、町内の農業法人と連携して、高校や大学等からの研修の受入れを行う。

②中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けることや、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

①農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

阿賀町が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、巡回指導、面接を行うなど当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

②就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の~~(削除)~~見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③経営力の向上に向けた支援

経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④青年等就農計画作成の推進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、担い手確保・経営強化支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携、役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等については農業普及指導センター、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の~~作成~~見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③経営力の向上に向けた支援

経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④青年等就農計画作成の推進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、担い手確保・経営強化支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携、役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等については農業普及指導センター、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

阿賀町は、農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、新潟県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、新潟県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとするものが円滑に委譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、新潟県農地中間管理機構、阿賀町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標を次のとおり設定して推進する。

◆効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

項 目	目 標	目標年度
-----	-----	------

阿賀町は、農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、新潟県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、新潟県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとするものが円滑に委譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、新潟県農地中間管理機構、阿賀町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的且つ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標を次のとおり設定して推進する。

◆効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

項 目	目 標	目標年度
-----	-----	------

農地利用集積	○担い手への集積 耕地面積の90%	令和 <u>16</u> 年
経営体の育成	○経営体 58 (内訳) 個別経営体 52 組織経営体 6	令和 <u>16</u> 年

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の集約化については、新潟県、阿賀町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整や圃場整備等に取り組むことにより、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

中山間地域である阿賀町では、地域の中心経営体である農業法人や大規模農家とともに、兼業農家や小規模農家の育成が重要であり、経営継承を含む新規就農の促進を図り、農地の有効利用や保全等の取り組みを進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

阿賀町は新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、阿賀町農業の地域特性、兼業化の著しい進行や農業従事者の高齢化などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組んでいく。

農地利用集積	○担い手への集積 耕地面積の90%	令和 <u>12</u> 年
経営体の育成	○経営体 58 (内訳) 個別経営体 52 組織経営体 6	令和 <u>12</u> 年

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の集約化については、新潟県、阿賀町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整や圃場整備等に取り組むことにより、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

中山間地域である阿賀町では、地域の中心経営体である農業法人や大規模農家とともに、兼業農家や小規模農家の育成が重要であり、経営継承を含む新規就農の促進を図り、農地の有効利用や保全等の取り組みを進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

阿賀町は新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、阿賀町農業の地域特性、兼業化の著しい進行や農業従事者の高齢化などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組んでいく。

阿賀町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 地域計画推進事業

(削除)

2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

阿賀町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を定めた。その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及

阿賀町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 地域計画推進事業

~~2~~ 利用権設定等促進事業

3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

阿賀町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を定め＝その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特

び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。また、計画は地域農業の実態や情勢の推移により必要が生じたときには随時更新し、完成度を高めていく。

(2) 協議の場の設置方法

① 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、年に1回程度開催し、農業者、農業委員、農業協同組合、土地改良区、新潟県、阿賀町、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知する。

② 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計

例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(追加)

(2) 協議の場の設置方法

① 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、(追加)農業者、農業委員、農業協同組合、土地改良区、新潟県、阿賀町、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知する。

② 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計

画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

阿賀町は、地域計画の見直しに向けて、新潟県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

阿賀町は、地域計画の策定に当たって、新潟県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

~~2 利用権設定等促進事業に関する事項~~

~~(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件~~

~~① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。~~

~~ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。~~

~~(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。~~

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

~~(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。~~

~~(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。~~

~~(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいることとする。~~

~~(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化斡旋譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。~~

~~イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。~~

~~ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。~~

~~② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合にお~~

(削除)

(削除)

~~いて、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。~~

~~③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。~~

~~④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。~~

~~ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。~~

~~イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。~~

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

~~ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する
役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常
時従事すると認められること。~~

~~⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第
2号ちに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、
当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を
受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることが
できるものとする。~~

~~ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所
有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設
定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るもの
とする。~~

~~⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権
の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとす
る。~~

~~⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定等については、農業協同組合法
第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である
農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農
用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要
かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。~~

~~⑧ その他阿賀町が適当と認める場合は、利用権設定を行うものとする。~~

~~(2) 利用権の設定等の内容~~

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

~~利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。~~

~~(3) 開発を伴う場合の措置~~

~~① 阿賀町は、開発して農用地または農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。~~

~~② 阿賀町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。~~

~~ア 当該開発事業の実施が確実であること。~~

~~イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。~~

~~ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合~~

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

~~には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。~~

~~(4) 農用地利用集積計画の策定期期~~

~~① 阿賀町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。(附則第2条によりみなされる場合は不要。)~~

~~② 阿賀町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。~~

~~③ 阿賀町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(または残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。~~

~~(5) 要請及び申出~~

~~① 阿賀町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、阿賀町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。~~

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

~~② 阿賀町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。~~

~~③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申出ることができる。~~

~~④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。~~

~~(6) 農用地利用集積計画の作成~~

~~① 阿賀町は、(5)の①の規定による農業委員会から要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。~~

~~② 阿賀町は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。~~

~~③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整~~

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

~~が調ったときは、阿賀町は、農用地利用集積計画を定めることができる。~~

~~④ 阿賀町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。~~

~~(7) 農用地利用集積計画の内容~~

~~農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。~~

~~① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所~~

~~—— なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。~~

~~② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積~~

~~③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行なう者の氏名又は名称及び住所~~

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

~~④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係~~

~~⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係~~

~~⑥ ①に規定する者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件~~

~~⑦ ①に規定する者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を阿賀町長に報告する旨~~

~~ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）~~

~~イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積~~

(削除)

(削除)

(削除)

~~ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収~~

~~エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響~~

~~オ 地域の農業における他の農業者との役割分担~~

~~カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況~~

~~キ その他参考となるべき事項~~

~~⑧ ①に規定する者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項~~

~~ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者~~

~~イ 原状回復の費用の負担者~~

~~ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置~~

~~エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め~~

~~オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め~~

~~⑨ ①に規定する者の農業経営の状況~~

~~(8) 同意~~

~~阿賀町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得~~

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

~~る。~~

~~ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。~~

~~(9) 公告~~

~~阿賀町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めるとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めるときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち、(7)の①から⑧までに掲げる事項を阿賀町の掲示板への掲示により公告する。~~

~~(10) 公告の効果~~

~~阿賀町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。~~

~~(11) 利用権の設定等を受けた者の責務~~

~~利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。~~

~~(12) 紛争の処理~~

~~阿賀町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利~~

(削除)

(削除)

(削除)

~~用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。~~

~~(13) 農用地利用集積計画の取消し等~~

~~① 阿賀町は、旧法第19条の公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。~~

~~ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき~~

~~イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき~~

~~ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき~~

~~② 阿賀町は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。~~

~~ア 旧法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた旧法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認めら~~

(削除)

(削除)

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

阿賀町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行なう自主的努力を助長するために、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区

~~れるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき~~

~~イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき~~

~~③ 阿賀町は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち旧法第18条第2項第6号に規定する賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を町の公報に掲載すること等により行う。~~

~~④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。~~

~~また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。~~

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

阿賀町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行なう自主的努力を助長するために、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区

域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等からみて農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域として設定できる。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率

域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等からみて農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域として設定できる。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率

化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱(様式第4号)の認定申請書を阿賀町に提出して、農用地利用規程について阿賀町の認定を受けることができる。

② 阿賀町は申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 阿賀町は、②の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該認定に

化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱(様式第4号)の認定申請書を阿賀町に提出して、農用地利用規程について阿賀町の認定を受けることができる。

② 阿賀町は申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 阿賀町は、②の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該認定に

係る当該農用地利用規程を阿賀町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

係る当該農用地利用規程を阿賀町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等
及び農作業の委託に関する事項

- ③ 阿賀町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等
及び農作業の委託に関する事項

- ③ 阿賀町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に

比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 阿賀町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 阿賀町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、阿賀町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体

比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 阿賀町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 阿賀町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、阿賀町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体

が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

阿賀町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定等への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合、阿賀町及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同

が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

阿賀町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定等への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合、阿賀町及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同

利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

阿賀町は、1 から 3 に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 阿賀町は、圃場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化、農業用施設の整備を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 阿賀町は、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 阿賀町は、集落排水事業の実施を促進し、全域的に生活環境整備を進め、定住条件の整備を図り担い手確保に努める。

エ 阿賀町は、各種補助事業を積極的に導入し、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

オ 阿賀町は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組

利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

阿賀町は、1 から 6 に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 阿賀町は、圃場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化、農業用施設の整備を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 阿賀町は、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 阿賀町は、集落排水事業の実施を促進し、全域的に生活環境整備を進め、定住条件の整備を図り担い手確保に努める。

エ 阿賀町は、各種補助事業を積極的に導入し、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

オ 阿賀町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によつ

によって、水稻作、転作等を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

カ 阿賀町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行なうにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

阿賀町は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、阿賀町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、阿賀町は、このような協力の推進に配慮する。

て、水稻作、転作等を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

カ 阿賀町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行なうにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

阿賀町は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、阿賀町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、阿賀町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月3日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和3年9月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和6年9月20日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和7年9月24日から施行する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月3日から施行する。
 - 2 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
 - 3 この基本構想は、令和3年9月30日から施行する。
 - 4 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
 - 5 この基本構想は、令和6年9月20日から施行する。
- (追加)